

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 11 月 16 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600271 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600113 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 12 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 11 日

A 社から、請求期間において賞与が支給されていたが、当該賞与が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、A 社から提出された請求者に係る「賞与支給控除一覧表」(写) 及び請求者が所持する「賞与明細書 平成 21 年 12 月分」(写) により、請求者は、同社から平成 21 年 12 月 11 日に 20 万 4,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、20 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (1 万 5,637 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の「賞与支給控除一覧表」(写) 及び「賞与明細書 平成 21 年 12 月分」(写) により確認できる厚生年金保険料控除額から、20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600234 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600114 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 工場 (現在は、A 社) における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月 21 日から昭和 61 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 8 月 13 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、私が A 社 B 工場に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の支給額に比べて低く記録されている。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社は、請求者の請求期間①及び②に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者も、昭和 63 年 6 月分を除き請求期間①及び②に係る給与明細書を所持していないことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額 (昭和 63 年 6 月分の給与明細書で確認できるものを除く。) について確認することができない。

また、A 社は、請求期間①及び②当時、厚生年金保険料は翌月控除であった旨を回答しているところ、請求者が所持する昭和 63 年 6 月分の給与明細書により確認できる同年 5 月分の厚生年金保険料控除額 (厚生年金基金分の保険料を含む。) は、オンライン記録の標準報酬月額 (26 万円) に見合う厚生年金保険料額 (1 万 6,120 円) と一致している。

さらに、請求者が所持する昭和 61 年度から昭和 63 年度までの住民税に係る特別徴収税額通知書に記載された昭和 60 年分から昭和 62 年分までの社会保険料控除額は、当該期間の請求者に係る、オンライン記録及び当該通知書等により算出される社会保険料額並びに C 企業年金基金から回答があった加算年金の掛金額の合計額とほぼ一致している上、請求者が所持する平成元年度の市民税・県民税納税証明書に記載された昭和 63 年分の社会保険料控除額は、当該期間の請求者に係る、オンライン記録及び当該証明書等により算出される社会保険料額並びに C 企業年金基金から回答があった加算年金の掛金額の合計額を下回っている。

加えて、C 企業年金基金から提出された請求者に係る加入員台帳 (写) 及び企業年金連合会

から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）によると、請求期間①及び②における請求者の標準給与額の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。